



# 佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次 告 示

○青少年に有害な図書等の指定

○都市計画事業変更の認可

(四六五・こども課)一  
(四六六・まちづくり推進課)三

○一般県道鷹島肥前線離島振興事業（橋梁整備）に係る特定建設工事共同企業体による指名競争入札

(道路課)三  
(税務課)五

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第四百六十五号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条规定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年六月三十日

佐賀県知事 古川康

平成16年  
6月30日  
(水曜日)  
第 12474号

| 種類 | 指定番号  | 題名  | 製作発行所等    | 雑誌コード等             | 指定理由  |
|----|-------|---|-----------|--------------------|---|
| 雑誌 | 16-58 | Men's YOUNG SPECIAL 人妻だらけのグラビア&コミック Men's YOUNG 増刊7月号 | (株)双葉社    | 08598-7<br>L-7/20  | 著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| "  | 16-59 | COMIC 快楽天 7月号   | ワニマガジン社   | 13877-7            |   |
| "  | 16-60 | カルビ POWER 7月号   | 若生出版(株)   | 02591-07           |   |
| "  | 16-61 | ワンコイン 大人のエンタメ Yha! HiP&Lip 7月号                        | ワニマガジン社   | 08877-7            |   |
| "  | 16-62 | 漫画バンブ 7月号   | (株)東京三世社  | 05955-7            |   |
| "  | 16-63 | 漫画 SHOWER シャワー 7月号                                    | (株)一水社    | 18399-7            |   |
| "  | 16-64 | ZIGEN exciting 本当にあった浮気話 7/1増刊 Vol.3                  | (株)大洋書房   | 18124-7<br>① 7/15  |   |
| "  | 16-65 | Dr.ピカソ NO.112 7月号                                     | バウハウス     | 06635-07           |   |
| "  | 16-66 | SP・EVO すっぴんえほりゅーしょん 7月号                               | 英知出版      | 05463-07           |   |
| "  | 16-67 | ホイップ No.54 7月号  | (株)コアマガジン | 08169-7            |   |
| "  | 16-68 | マドンナハウス Vol.204 7月号                                   | 若生出版(株)   | 08357-07           |   |
| "  | 16-69 | ガールフレンズ No.169 7月号                                    | 若生出版(株)   | 02333-07           |   |
| "  | 16-70 | Namper [いもうとグラフィック・ナンバー] DON'T 7月号増刊                  | (株)サン出版   | 06778-07<br>① 7/20 |   |

## ●佐賀県告示第四百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、次のふるまつた都市計画事業の変更を認可した。

平成十六年六月三十日

第12474号

一 施行者の名称  
佐賀県知事 古川 康

基山町

二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥栖基山都市計画下水道事業 基山町公共下水道

三 事業施行期間  
平成十三年三月十九日から

平成二十一年三月二十一日まで

四 事業地  
収用の部分 なし

使用の部分 平成十三年佐賀県告示第五十六号及び平成十五年佐賀県告示

第一百二十四号の事業地に「(一)義基郡基山町大字小倉字尾崎、字三  
辺、字高丘、字道西、字灰塚、字千夫、字千代及び字駒入、大  
字宮浦字座田、字オノ上及び字下ノ原並びに大字園部字牛逢及  
び字鎮西隈を加へる。

### 1 工事の概要

(1) 工事名 一般県道鷹島肥前線 離島振興事業（橋梁整備）  
(2) 工事場所 佐賀県東松浦郡肥前町星賀地先  
(3) 工事内容 橋梁下部工（鷹島肥前大橋（仮称））  
5P橋脚 1基

H=35.0m V=1,070m<sup>3</sup>  
設置フーチング製作据付 3000t吊り起重機船使用  
躯体工 コンクリートミキサー船使用

### 2 共同企業体に関する事項

(1) 構成員の資格要件  
ア サべての構成員が次の資格要件を満たすこと。  
(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のため  
に必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。  
(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木一式工  
事に係る特定建設業の許可を受けていること。

一般県道鷹島肥前線離島振興事業（橋梁整備）について、特定建設工事共同  
企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法  
を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年  
法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実

施が義務付けられた工事です。

平成16年6月30日

佐賀県知事 古川 康

施が義務付けられた工事です。

|   |  |
|---|--|
| (オ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間受けないこと。 | (4) 存続期間<br>ア 県工事の相手方となった者<br>当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで   |
| (カ) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等をしていないこと。                          | イ 県工事の相手方とならなかつた者<br>当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで   |
| (キ) 土木一式工事について営業年数が3年以上あること。  | イ 共同企業体の代表者は次の資格要件を満たすこと。<br>(ア) 構成員のうちで出資比率が最大のものであること。<br>(イ) 平成15年1月1日から12月31日までの間に基準日がある経営事項審査において土木一式工事の総合評点が1,200点以上であること。<br>(ウ) 佐賀県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。<br>(エ) 橋梁下部工事(水深が躯体設置基面から5メートル以上)について、平成6年4月1日から平成16年3月31日までの間に元請けとして竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。<br>(オ) (エ)に掲げる工事の施工経験を有する者を監理(主任)技術者として当該工事に専任で配置できるものであること。<br>ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は次の資格要件を満たすこと。<br>(ア) 佐賀県内に本店を有する建設業者であること。<br>(イ) 橋梁下部工事(橋長15メートル以上)について、平成6年4月1日から平成16年3月31日までの間に元請けとして竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。 |
| (2) 構成員の数<br>2社とする。   | 3 入札参加申請書及び提出資料<br>(1) 公募型指名競争入札参加申請書<br>(2) 共同企業体協定書<br>(3) 共同企業体編成表<br>(4) 同種工事の施工実績調書<br>(5) 佐賀県内での施工実績調書(共同企業体の代表者のみ)<br>(6) 配置予定技術者調書(共同企業体の代表者のみ)<br>(7) 営業所一覧表<br>(8) 経営事項審査結果通知書の写し<br>(平成15年1月1日から12月31日までの間に審査基準日があるもの)  |
| (3) 出資比率<br>すべての構成員が30パーセント以上の出資比率であること。                                  | 4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等<br>(1) 受付期間<br>平成16年7月6日から7月13日まで(土曜日及び日曜日は除く。)の9時から16時まで<br>(2) 受付場所<br>佐賀県唐津土木事務所総務課(唐津市ニタ子三丁目1番5号)<br>電話 0955-73-2861<br>(3) 提出方法<br>上記(2)の部局に持参すること。<br>なお、郵送又は電送による申込みは受け付けない。  |
| 5 指名業者の選定<br>提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により、指名業者を選定する。                           |  |

本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。

6 入札予定時期

平成16年8月

7 その他

申請書及び提出資料作成要領等については、佐賀県唐津土木事務所において配布する。

問い合わせ先 佐賀県唐津土木事務所総務課

電話 0955-73-2861

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成16年6月30日

收支等命令者

佐賀県経営支援本部税務課長 鈴 山 良 司

1 特定役務の名称及び数量

電子県庁に対応する税総合情報システム詳細設計及び開発並びにテスト業務委託

2 契約の相手方を決定した手続

【随意契約】

3 隨意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

4 契約の相手方を決定した日

平成16年5月17日

5 契約者の氏名及び住所

(1) 氏 名 富士通株式会社 佐賀支店長 桐明建王

(2) 住 所 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号

6 契約金額 76,335,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県経営支援本部税務課

(2) 所 在 地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

申購  
込先  
料

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十六年六月三十日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日  
西部印刷企画(株)